

補助金等に関する行政監査の結果を公表しました

川崎市監査委員は、本日、令和元年度行政監査「補助金等について」の監査結果を2月25日付け川崎市公報により公表しました。その概要、主な改善又は改善の検討を要する事項は以下のとおりです。なお、公表文は、川崎市ホームページでも見ることができます。

1 監査の目的

補助金等については、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。

本市においても、公益的な観点から300を超える補助金等を交付しており、本市の施策推進のために重要な役割を担っていますが、補助金等は市税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければなりません。

そこで、補助金等の交付の手續が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているか等を検証し、公正で効果的かつ効率的な補助金等の交付事務に資することを目的として監査を実施しました。

2 監査の期間 令和元年5月7日～令和2年2月4日

3 実施した調査

(1) 基礎調査：本市の補助金等の状況の把握に必要な基礎情報等を調査

【平成30年度及び令和元年度に予算措置がなされていた331件を対象】

(2) 本調査：①331件から102件の補助金等を抽出し要綱等や申請書類などの関係書類の調査

②102件のうち20年以上継続して交付されている62件の補助金等については、効果検証の実施状況を調査

4 監査の結果（概要）

(1) 改善を要する事項（共通）

項目及び調査結果の概要	改善又は改善の検討を要する事項の主な内容
○補助事業の根拠規定について [p. 10～16]	[p. 22～23]
・補助金等を交付すること自体が目的とされ、どのような公益上の目的から補助金等を交付するのか規定されていないものがあった。	・補助金等は公益上必要がある場合に交付することができることとされていることから、交付要綱等に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。
・補助対象の範囲を運営費や事業費全般としているものなど、補助対象の範囲が不明確なものがあった。また、交付額の算定方法が交付要綱等で規定されておらず、どのように交付額が算出されたか確認できないものもあった。	・補助対象の範囲や算定方法が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないため、補助対象の範囲は全般とせず、詳細に規定するよう検討されたい。さらに、交付額の算定については、金額が明確に算出できるよう規定することを検討されたい。

○補助金等の交付に対する効果検証について [p. 20～21] ・効果検証を実施していると回答があったものの、客観的に評価できる指標が設定されていないものがあった。また、実績報告書を確認して効果検証をしていると回答があったものの、実績報告書に事業の成果に関する記載がなく、効果検証が不十分であると考えられるものがあった。	[p. 24～25] ・補助金等は様々な性質のものがあり、評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、客観的に効果を説明するためには、交付目的に応じた評価指標を設定することが望ましいことから、可能な限り評価指標を設定するよう検討されたい。また、実績報告書に事業の成果に関する記載がないにもかかわらず、実績報告書を確認して効果検証をしているものは効果検証が不十分であると考えられるため、効果検証の方法を見直されたい。
---	--

(2) 改善を要する事項（個別）

項目及び調査結果の概要	改善又は改善の検討を要する事項の主な内容
○市民文化局所管分 [p. 25] ・防犯灯管理費・補修費補助金について、対象となる防犯灯の数量の確認については制度所管の市民文化局ではなく、各区役所及び支所で行っているが確認方法に統一的な基準がないため、各区役所や支所で確認方法が異なっていた。	[p. 25] ・防犯灯の数量は交付額に影響する重要な数値であることから、各区役所及び支所の確認方法が異なることがないよう、制度所管局である市民文化局において統一的な基準を設けられたい。
○子ども未来局所管分 [p. 25～26] ・県児童福祉文化体育協会補助金及び県児童福祉施設職員研究会補助金について、これらの補助金の交付額については県内5県市分を協定等で定めるとされていたが、その協定等が文書として存在しなかった。	[p. 25～26] ・協定書等がなければ補助金の交付額が不明確であることから、協定書等を作成されたい。
○健康福祉局所管分 [p. 26] ・高齢者外出支援乗車事業費補助金について、本補助金の交付の根拠は川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例に規定されているが、補助対象経費や申請書類などの具体的な事務に関する定めがなかった。	[p. 26] ・補助金の交付事務の透明性を確保する観点から、補助対象経費や手続に必要な書類などを定める交付要綱等を制定されたい。
○消防局所管分 [p. 26] ・消防団活動補助金について、交付要綱に既に廃止されている事業が補助対象事業として規定されていた。	[p. 26] ・廃止されている事業が要綱に規定されていると、事業が存在していると誤解を招くため、要綱から不必要な規定を削除されたい。

問合せ先

川崎市監査事務局行政監査課 川本
電話044-200-3437